

当座勘定規定（専用約束手形口）

第1条 当座勘定への受け入れ

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 証券類の受け入れ

- ① 証券類を受け入れた場合には、取引店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 取引店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、取引店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 本人振り込み

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振り込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振り込みについて、振り込み通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第4条 第三者振り込み

- ① 第三者が取引店で当座勘定に振り込みをした場合に、その受け入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。

第5条 受入証券類の不渡り

- ① 前3条によって証券類による受け入れまたは振り込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振り込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振り込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもあります。

- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条 手形、小切手の金額の取り扱い

手形、小切手を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います

第7条 手形の支払い

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
- ② 前項の支払いにあたっては、手形の振り出しの事実の有無等を確認すること（その事実の有無等について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③ 当座勘定の払い戻しの場合には、当行所定の請求手続きをしてください。

第8条 手形用紙

- ① 当行を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- ② 当座勘定から支払いをした専用約束手形のうちに、本人が振り出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- ③ 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。
- ④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- ⑤ 当座勘定から支払いをした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 手数料

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第10条 支払いの範囲

- ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ② 手形の金額の一部支払いはしません。

第11条 支払いの選択

同日に数通の手形の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第12条 印鑑等の届出

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑または署名鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届け出てください。

- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑または署名鑑を前項と同様に届け出てください。

第 13 条 届出事項の変更

- ① 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 第 1 項による届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ 当座勘定の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。当座勘定の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

第 14 条 成年後見人等の届出

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届け出てください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- ④ 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- ⑤ 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 15 条 印鑑照合等

- ① 手形、請求書、諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、相当の注意をもって、第 8 条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

- ③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第16条 振出日、受取人記載もれの手形

- ① 手形を振り出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 自己取引手形等の取り扱い

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払いをすることができます。
- ② 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 利息

当座預金には利息をつけません。

第19条 残高の報告

当座勘定の受け払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第20条 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第21条 取引の制限等

- ① 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。
- ② 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反または預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ③ 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
1. 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 2. 外国送金・外貨預金・外貨両替取引・貿易取引等外為取引への振替取引全般
 3. 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵

触のリスクが高いと判断した個別の取引

- ④ 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ⑤ 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

第22条 解約

- ① この取引は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 当行は、支払資金預け入れの再三にわたる遅延、支払いの停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- ③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第23条 取引終了後の処理

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された手形であっても当行はその支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに取引店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第24条 手形交換所規則による取り扱い

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第25条 準拠法令、合意管轄

- ① この取引の契約準拠法は日本法とします。
- ② この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第26条 規定の変更

- ① この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターの掲示またはホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更

できるものとしします。

- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以 上

反社会的勢力の排除に係る規定

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

第2条 取引の停止、口座の解約

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

第3条

本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。

また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

以 上

休眠預金等活用法に係る規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当行ウェブサイトに掲示します。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、休眠預金等活用法の改正その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上